

リスク評価の結果に基づき講すべき措置について（案）

1 概要

平成16年5月に報告された「職場における労働者の健康確保のための化学物質管理のあり方検討会報告書」（以下「あり方検討会報告書」という。）においては、国自らも、必要に応じてリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが特に高い作業等については、製造等の禁止、特別規則による規制を行うなどの国によるリスク管理が必要であることとされたことから、当検討会においては、リスク評価の実施により、リスクがあると判定された作業等について、国が講すべき措置について検討した。

2 国による化学物質等による労働者の健康障害の防止等に係る規制

労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）やその関係法令、通達において、化学物質等による労働者の健康障害の防止対策が講じられているが、その概要は次のとおりである。

（1）製造等の禁止

安衛法第55条では、「黄りんマッチ、ベンジシン、ベンジシンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物」として10の物について製造等を禁止している。

（2）製造の許可

安衛法第56条では、「ジクロルベンジシン、ジクロルベンジシンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物」として7物質について製造に当たり許可を要する物質としている。

（3）特別規則等による規制

安衛法第22条第1項第1号では、事業者は、「原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害」を防止するため必要な措置を講じなければならないこととされている。原材料、ガス、蒸気、粉じんに係る健康障害防止の具体的な措置については、特別規則として有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特定化学物質等障害予防規則（以下「特化則」という。）等において定められている。

また、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第3編「衛生基準」においては、有害な作業環境、廃棄物の焼却施設に係る作業、保護具等その他について規制している。

（4）表示等

安衛法第57条では、「ベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物」として、92物質については譲渡等に際して名称、人体に及ぼす作用等についての容器等への表示が義務付けられている。

(5) 文書の交付等

安衛法第57条の2では、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物として638物質について、譲渡等に際して化学物質等安全データシート（以下「MSDS」という。）の交付が義務付けられている。

(6) 化学物質の有害性の調査

安衛法第57条の3では、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ有害性の調査を行い、有害性の調査結果を厚生労働大臣に届け出なければならないこととされている。

(7) 事業者の行うべき調査等

安衛法第58条では、化学物質等を事業場で新たに使用する場合、事業者はあらかじめその有害性等を調査して、その結果に基づいて必要な措置を講ずるように努めなければならないこととされている。

(8) 指針の公表

安衛法第28条第3項第2号では、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある物を、製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表することとされている。これに基づき、これまで四塩化炭素等12物質について指針が公表されている。

また、強度の変異原性が認められた化学物質の取扱いにおける労働者へのばく露を低減するため、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」が行政指導通達として出されている。

(9) 皮膚又は眼障害に係る規制

GHSにおいて、有害性のクラス分けとして、皮膚腐食性・刺激性又は眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性の分類がなされているが、これらの健康障害防止については、特化則及び安衛則において保護具に係る規制がなされている。

平成15年8月11日付け「化学物質等による眼・皮膚障害防止対策の徹底について」（以下「眼・皮膚通達」という。）においては、特化則第44条に規定する皮膚障害防止用保護具の備え付けが必要な皮膚に障害を与えるおそれのある特定化学物質等及び安衛則第594条に規定する皮膚障害防止用保護具の備え付けが必要な皮膚に障害を与える物質、安衛則第593条に規定する有害物で保護眼鏡等の眼障害防止用保護具を備えなければならない物質を示している。

3 リスク評価結果に基づく措置に係る考え方

(1) 基本的考え方

化学物質管理の基本は、事業者が自ら当該化学物質の取扱い等に係る健康障害のリスクを評価し、その結果に基づきばく露防止対策を講ずることであり、また、安

衛法第58条においても事業者は労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものについては、あらかじめ、これらの物の有害性等を調査し、その結果に基づき必要な措置を講ずることとされている。

このように、リスク評価によりリスクがあると判定された場合には、事業者は自らMSDS等の情報に基づき、自主的に必要な健康障害防止対策を講ずる必要がある。また、国は必要に応じ、MSDSを交付すべき対象物質を追加することが求められている。

さらに、あり方検討会報告書でも指摘されているように、有害性の程度の高い物質を労働者が取り扱う作業等のリスクが特に高い場合には、その程度に応じて規制を行うなどの国によるリスク管理を実施する必要がある。

一方、リスク管理としての措置を検討するに際しては、リスク評価は得られた範囲の限られた情報に基づくものであることから、リスクの判定には不確実性が含まれることを踏まえて評価していることを考慮する必要がある。

(2) 考慮すべき事項

上記基本的考え方を踏まえると、リスクがあると判断された化学物質等を取り扱う作業等については、次の事項を考慮し、行政的措置を講ずることが求められる。

ア 化学物質等の有害性の程度が高いこと。

化学物質等の許容濃度等が特に小さいものであること、又はGHSによる有害性の区分が上位に位置づけされるものであること。

イ ばく露の程度の高い作業等であること。

(ア) 発じん性、揮発性の程度等が特に高く、ばく露を受けやすい物理的・化学的性状を有すること。

(イ) 当該化学物質の取扱量が多いこと又は従事労働者が多いこと。また、当該化学物質が開放系で製造、又は取り扱われており、通常の使用状態において労働者が高濃度の化学物質等にばく露する可能性が高いこと。

ウ 取扱いの範囲、健康障害の発生状況等

(ア) 物質等の取扱いが広範囲にわたる等自主的な健康障害防止対策には限界があり、法令等による規制以外では健康障害を防止することが困難と考えられる状況があること

(イ) 健康障害の発生状況、労働衛生工学的対策によるリスク低減の可能性、社会的有用性の程度又は代替品の有無

4 発がん性のリスク低減のための措置

(1) 閾値がないと考えられている場合

閾値がないと考えられている場合には、がんの過剰発生率によりリスクの判断を行うこととされているが、一般的には当該値を算定できる物質は限定されている場

合が多いことから、リスクの判定ができない場合も考慮する必要がある。

このような場合においても、がんの重篤性を考慮すると、労働者の発がん性物質へのばく露を可能な限り少なくすることにより、健康障害の発生を防止することが求められることから、次の行政的措置を講ずべきである。

ア 人に対する発がん性が知られている物質については、禁止、許可又は特別規則による規制の対象とすべきであること。

イ 人に対しておそらく発がん性がある物質については、禁止、許可、特別規則による規制又は行政指導の対象とすべきであること。

上記のア又はイの措置を講ずる場合には、3の(2)のイ及びウを考慮するものとする。

ウ 人に対する発がん性が疑われる物質については、行政指導の対象とすべきである。

(2) 上記(1)以外の場合

上記(1)以外の場合には、ばく露レベルを閾値以下に抑制するよう管理することにより、健康障害の発生を防止することが可能であると考えられるが、がんの重篤性を勘案して(1)と同様な措置を講ずべきである。

なお、上記(1)及び(2)のように人に対して発がん性があると判断された物質等を禁止、許可、管理の3段階に分類して法規制することは、昭和52年に批准されたILO職業がん条約の考え方による規制とも一致する。

(3) 人に対して発がん性の認められる物質

主として人での証拠により人に対する発がん性が知られている物質、又は主として動物での証拠により人に対しておそらく発がん性がある物質については、リスク評価の結果、リスクがないと評価される場合であっても、発がん性の重篤性に鑑み3の(2)のイ及びウの事項を考慮し、必要に応じて適切な措置を講ずべきである。

5 発がん性以外のリスク低減のための措置

リスクがあると判断された臓器毒性・全身毒性又は生殖毒性の有害性クラスについては3の(2)を考慮して、次の措置を講ずることが妥当である。

(1) ばく露量が多く、重度の健康障害を生ずる物、または重度の健康障害を生ずるおそれのある物については、禁止、許可又は特別規則による規制の対象とすべきである。

(2) ばく露量が多く、健康障害を生ずるおそれのある物については、特別規則による規制、安衛則第3編の衛生基準の適用又は行政指導により対応すべきである。

6 短い期間のばく露によりリスクが発生する有害性のあるもの等

有害性の区分のなかには、短い期間のばく露によりリスクが発生する有害性のある

もの又は無毒性量等とばく露レベルとの比であるM O Eの概念によるリスク評価になじまないものもあることから、これらのクラスの有害性については、次の措置を講ずることが妥当である。

(1) 急性毒性

急性毒性のG H Sの区分に応じて有害性の程度が記載されてくることから、講すべき措置を検討するに当たっては、急性毒性のG H Sにおける該当区分、発じん性、揮発性等の物理化学的性状、ばく露状況を勘案し、特別規則による規制、安衛則第3編衛生基準の適用又は行政指導により対応すべきであること。

(2) 皮膚腐食性・刺激性、眼に対する損傷性・眼刺激性又は感作性

当該クラスの有害性に係る措置については、眼・皮膚通達に該当するものである場合には、発じん性、揮発性等の物理化学的性状、ばく露状況を勘案し、同通達に基づく措置又は行政指導により対応すべきである。

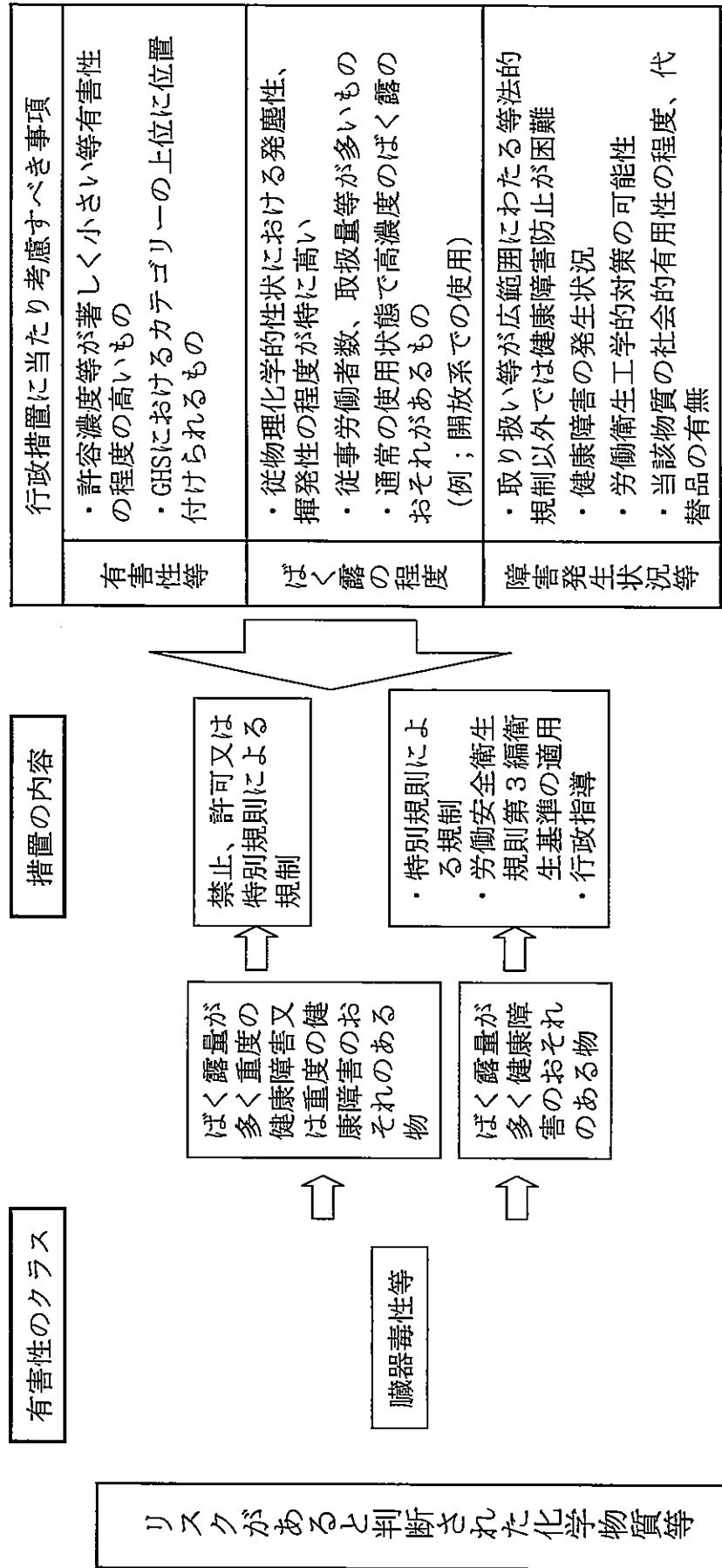
(3) 変異原性について

変異原性が強いと判断された物質については、変異原性の評価、国内における当該物質の製造量、使用量、用途等を勘案し、行政指導の対象とすべきである。

7 リスクがないと判断されるもの

リスクがないと判断されるものであっても、リスク評価の対象となった作業等では有害物の取扱い作業等が行われていること、また、リスク評価には得られた範囲の限られた情報に基づくもの等であることから、不確実性が含まれることを踏まえると、事業者は健康障害を防止するためにM S D S等に基づき自主的に化学物質管理を行うことが求められる。

リスク評価の結果に基づき講ずべき措置の進め方（案）



有害性のクラス

リスクがある又はリスクを評価できないと判断された化学物質等

措置の内容

考慮すべき事項

